

「指定居宅介護支援」 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 4473000026)

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁	8. 虐待防止のための措置・・・・・・・・	5 頁
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁	9. 個人情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁
3. 事業実施地域及び営業時間等・・・・	2 頁	10. 緊急時の対応方法・・・・・・・・・・	6 頁
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁	11. 苦情の受付について・・・・・・・・	6 頁
5. 提供するサービスと利用料金・・・・	3 頁	12. 医療と介護の連携の強化について	6 頁
6. サービスの利用に関する留意事項	4 頁	13. サービス計画におけるサービス利用	6 頁
7. 損害賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 頁		

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 中津市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 大分県中津市沖代町1丁目1番11号
(3) 電話番号 0979-24-4294
(4) 代表者 白井辰彦
(5) 設立年月 昭和45年4月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 ケアプランセンター社協
(2) 事業所の所在地 大分県中津市本耶馬溪町曾木1800番地
(3) 管理者 清永 亜紀子
(4) 電話番号 0979-52-3400
(5) F A X 番 0979-52-3533
(6) 事業所指定番号 4473000026
(7) 事業の目的 要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供することを目的とする。
(8) 事業所の運営方針 ① 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って支援を致します。
② 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。
③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
(9) 開設年月日 平成17年3月1日指定

3. 事業実施地域及び執務時間

- (1) 通常の事業の実施地域 中津市（ただし、通常事業の実施地域外からの利用も可能とする。）
(2) 事業所の営業日 月曜日から金曜日までを開設日とする。但し、祝祭日、12月29日から1月3日及びその他やむを得ず業務のできない日を除く。
(3) 事業所の営業時間 8時30分から17時30分までを基本とする。但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4. 職員の体制 [主な職員の配置状況]

ケアプランセンター社協

職 種	常 勤	職 務 内 容
管理者（主任介護支援専門員）	1名（兼務）	業務統括・苦情相談・事務
介護支援専門員	4名以上	居宅介護支援の提供に当たります

* 業務等により、職員数が増減することがあります。

5. 提供するサービスと利用料金

ケアプランセンター社協（以下「事業所」という。）では、次のサービスを提供します。

[サービス内容] * 契約書第4～5条参照

- (1) 居宅サービス計画作成とサービス事業者との調整
 - ・ 利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画書を作成し各サービス事業者との調整を行います。
- (2) 経過観察、再評価
 - ・ 1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者のお宅に伺って、サービス内容が適切か、どうかについて話し合います。
- (3) 給付管理
 - ・ 介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
- (4) 要介護認定等の申請に係る協力、援助
 - ・ 利用者が要介護認定や要支援認定の変更や、見直しを行う認定を受けるために、申請を代わって行ったり、その他必要な援助を行います。
- (5) 利用者からの相談の対応
 - ・ 介護保険や介護に関する事などの相談をお受けいたします。

[利用料金] * 契約書第7条参照

(1) 料金

サービス計画に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険制度からサービス利用料金を受領する場合（法定代理受領）、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険制度からサービス利用料金を受領することができない場合は、下記の対象となるサービス利用料金の全額を一旦お支払下さい。

居宅介護支援費（Ⅰ）※介護１・２	10,860円／月
居宅介護支援費（Ⅰ）※介護３・４・５	14,110円／月
※中津市本耶馬溪町は特別地域加算の対象地域のため、上記居宅介護支援費に15%加算されます。	
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円／月
初回加算（新規の場合のみの加算額）	3,000円／月
特定事業所医療介護連携加算	1,250円／月
通院時情報連携加算	500円／月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円／月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円／月
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円／月
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円／月
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円／月
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円／月
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円／月
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円／月
緊急カンファレンス加算	2,000円／月

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）居宅介護支援サービスの提供記録の開示について

居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費によりその複写物を交付します。

（２）担当職員の選任（契約書第3条及び第9条参照）

事業所は、主任介護支援専門員、介護支援専門員（以下「職員」という。）を担当者として選定し、利用者にその氏名を通知し、適切な業務の遂行に努めます。また、事業所は担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

（３）担当の交替

①事業所からの申し出

事業所の都合により、担当を交替することがあります。担当の交替をする場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの申し出

選任された担当者の交替を希望する場合には、当該担当が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して担当の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の担当の指名はできません。

(4) 公正中立なケアマネジメントの確保

居宅介護サービス計画の作成にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はサービス計画に位置付ける居宅介護支援事業者について、1. 複数の事業者等の紹介を求めること、2. 当該事業者等をサービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。

(5) 衛生管理について

感染症の発生及びまん延防止に努め、必要な措置を講じます。

(6) 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従いケアプラン事業所職員等に対して、必要な研修及び訓練を実施します。

(7) サービス実施時の留意事項

①ペットについて

職員が適切な業務を行うためにも、訪問中はペットにリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護する等の配慮をお願いします。職員がペットに咬まれる等の被害があった場合は治療費や物品破損等の代金支払い等のご相談をさせていただきます。

②ハラスメントについて

各種ハラスメントについてはその防止や発生した場合の適切な対応を行います。また、付属文書においても規定致します。

7. 損害賠償

事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、事業所の責めに帰すべき理由によらない場合には、この限りではありません。

* 契約書第12条参照

8. 虐待防止のための措置

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- 一 虐待の防止に関する責任者の配置
- 二 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。

* 契約書第13条参照

9. 個人情報

業務上知り得た利用者の個人情報は、正当な理由がない限り秘密を保持します。また、利用者の個人情報をを用いる場合は、利用者の同意を得ます。

* 契約書第14条参照

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に状態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、医師、救急隊、ご家族等へ連絡し、必要な処置を講じます。

11. 苦情の受付について（契約書第16条参照）

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号
サービス提供事業所 管理者 清永 亜紀子	0979-52-3400
在宅福祉課 課長 梶谷 淳（本耶馬溪総合福祉センター内）	0979-53-2245

苦情受付機関	電話番号
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8475
大分県福祉サービス運営適正化委員会（大分県社会福祉協議会）	097-558-0301
中津市 介護長寿課	0979-22-1111

12. 医療と介護の連携の強化について

指定介護居宅支援の提供の開始に当たり、病院や診療所に入院する際は、担当職員の氏名及び連絡先等を入院先医療機関に伝えるように利用者及びその家族に協力を求めます。

13. 居宅介護サービス計画におけるサービス利用状況について

事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は利用者様からの求めに応じて提示いたします。

重要事項説明確認書（同意書）

令和 年 月 日

サービス計画の提供の開始に際し、「ケアプランセンター社協」重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 ケアプランセンター社協

説明者氏名 _____

私は、「ケアプランセンター社協」重要事項説明書に基づいてケアプラン事業所から重要事項の説明を受けて、理解し同意しました。

利用者

氏 名 _____

（利用者欄を代筆の場合は代筆者氏名）

氏 名 _____（続柄）

利用者家族または代理人

氏 名 _____（続柄）

〈重要事項説明書付属文書〉

1. サービス提供における事業所の義務

ケアプランセンター社協（以下「事業所」という。）では、利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① 利用者に提供したサービス計画等について記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、利用者又は代理人等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

* 契約書第6条参照

- ② 事業所の担当者は、サービス計画を提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

* 契約書第14条参照

2. 損害賠償について

事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償額が減じる場合があります。

* 契約書第12条参照

3. サービス利用をやめる場合

契約の期間は、契約締結日から契約終了日までです。但し、居宅介護支援については、認定有効期間の満了日（満了日が更新された場合は変更後の認定有効期間の満了日）までとします。

契約期間中に、以下のような事由に該当する状況に至った場合、事業所との契約は終了します。

- | |
|--|
| <p>① 利用者が死亡した場合</p> <p>② 要介護認定等により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</p> <p>③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</p> <p>④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> |
|--|

※契約書第9条参照

(1) 利用者から契約の解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の1ヵ月以上前までに解約の申し出をして下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

※契約書第10条参照

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業所が正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき② 事業所が契約書に定める秘密保持に違反したとき、事業を継続する見通しが困難になった場合③ 事業所が故意又は過失により利用者及び利用者の家族の身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事実が認められる場合 |
|---|

(2) 事業所から契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

※契約書第11条参照

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 利用者が、故意又は重大な過失により事業所及び職員等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合（主な具体的な行為については下記に記載）<ul style="list-style-type: none">1. 事業所の職員に対して行う、飲酒の強要、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為3. 事業所職員に対して、許可なく写真や動画の撮影、又は録音等を行うこと、それらをインターネット等に掲載すること |
|--|

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

私のサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために行うサービス担当者会議、事業者間の連絡調整、緊急時の情報提供、社協だより及びホームページ等に掲載する場合等に必要とするため。

2. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議名、相手方、内容等を記録すること。
- (3) 個人情報の使用期間は、契約書第2条の契約期間とする。

令和 年 月 日

ケアプランセンター社協 あて

利 用 者

氏 名 _____

(利用者欄を代筆の場合は代筆者氏名)

氏 名 _____ (続柄)

利用者の家族または代理人

氏 名 _____ (続柄)